第九十一条第二項の表第二十七条第二項の項を削り、同表第二十八条第一項の項を次のように改める。

第二十八条	法第十四条第三項後段	法第十九条の二第五項において準用する法第十四条第三項後段

第九十一条第二項の表第二十八条第二項の項、第三十条の項及び第三十一条の項を削り、同表第三十二条第二項の項を次のように改める。

第三十二条第二項	法第十四条第二項第三号イからハまで	法第十九条の二第五項において準用する法第十四条第二項第三号イからハまで
	法第十四条第九項	法第十九条の二第五項において準用する法第十四条第九項

第九十一条第二項の表第四十条第一項及び第二項の項中「第四十条第一項及び第二項」を「第四十条」に改め、同表第四十一条第一項の項を次のように改める。

第四十一条第一項	法第十四条の四第四項	法第十九条の四において準用する法第十四条の四第四項
	法第十四条の規定	法第十九条の二の規定

第九十一条第二項の表第四十一条第二項の項及び第四十一条第三項の項を削り、同表第四十二条の項、第四十三条の項及び第四十四条第一項の項を次のように改める。

第四十二条	法第十四条の四第四項後段	法第十九条の四において準用する法第十四条の四第四項後段
第四十三条	法第十四条の四第四項後段	法第十九条の四において準用する法第十四条の四第四項後段
	法第十四条の規定	法第十九条の二の規定
	法第十四条の四の	法第十九条の四において準用する法第十四条の四の
第四十四条第一項	法第十四条の四第六項	法第十九条の四において準用する法第十四条の四第六項
	法第十四条の四第一項第一号	法第十九条の四において準用する法第十四条の四第一項第一号
	同条第二項	法第十九条の四において準用する法第十四条の四第二項
	法第十四条の四第一項第二号	法第十九条の四において準用する法第十四条の四第一項第二号

第九十一条第二項の表第四十四条第一項の項の次に次のように加える。

第四十四条第二項	法第十四条の四第六項	法第十九条の四において準用する法第十四条の四第六項
第四十五条第二項	法第十四条の六第三項	法第十九条の四において準用する法第十四条の六第三項

第九十一条第二項の表第四十五条第二項の項を次のように改める。

第四十六条	法第十四条の六第四項	法第十九条の四において準用する法第十四条の六第四項
	同条第一項	法第十九条の四において準用する法第十四条の六第一項
第四十七条	法第十四条の六第四項	法第十九条の四において準用する法第十四条の六第四項
	法第十四条の規定	法第十九条の二の規定
	法第十四条の六の	法第十九条の四において準用する法第十四条の六の

第九十一条第二項の表第四十七条の項の次に次のように加える。

第四十八条第一項	法第十四条の規定	法第十九条の二の規定
	法第十四条の四第一項	法第十九条の四において準用する法第十四条の四第一項
	法第十四条の六第一項	法第十九条の四において準用する法第十四条の六第一項
第四十八条第二項	医薬品又は医薬部外品の製造販売業者	外国製造医薬品等特例承認取得者

第九十一条第二項の表第四十九条第二項の項を次のように改める。

第四十九条第二項	法第十四条の八第三項	法第十九条の四において準用する法第十四条の八第三項
	同条第一項	法第十九条の四において準用する法第十四条の八第一項
	書類	書類及び第八十二条第一項各号に掲げる書類

第二百条を次のように改める。

第二百条　削除

第二百一条第一項中「法第十三条若しくは法」を「第十三条、第二十三条の二、第二十三条の二十、第二十三条の二十二若しくは」に改め、「第十三条の三」の下に「若しくは第二十三条の二十四」を加え、「若しくは法第十九条の二」を「、第十九条の二、第二十三条の二の五、第二十三条の二の十七、第二十三条の二十五若しくは第二十三条の三十七」に改め、同条第二項中「別記様式第七十九号」を「別記様式第九十号」に改める。

第二百二条の見出しを「（輸出用医薬品等の製造管理又は品質管理の基準に係る調査）」に改め、同条第二項の表中「別記様式第十七号」を「別記様式第十六号」に、「別記様式第八十号」を「別記様式第九十一号」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（輸出用医療機器等の製造管理又は品質管理の基準に係る調査）

第二百二条の二　法第八十条第二項の規定による調査については、第九十一条の三十四及び第九十一条の三十五（第三号及び第四号を除く。）の規定を準用する。